

平成26年労第125号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B所在のC会社に入社し、現場監督として勤務していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日午後3時頃、A県発注の公共工事の打合せをD町役場内で行っていたが、打合せ終了後、役場内の階段を歩行中に同僚社員から突然両手で首を絞められたことにより、極度の頭痛に襲われ就労が不能になったとして、同月〇日、E病院に受診し「頭痛、不眠症」と診断された。

請求人は、業務中に同僚社員に首を絞められたため頭痛（以下「本件傷病」という。）を発症したとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は療養補償給付の請求に至った理由として、平成〇年〇月〇日、D町役場での打ち合わせの業務の際に、午後2時15分頃、2階から1階の別の部署に打ち合わせに行く途中の階段の真ん中ぐらいで、後ろから突然、同僚のFから両手で首を絞められた（以下「本件出来事」という。）と主張している。

(2) ところで、労災補償給付の対象となる負傷、疾病と認められるためには、本件で引用する「判断の要件」のとおり、業務遂行中の災害であって、当該災害と負傷、疾病との間に相当因果関係が認められることが必要である。

(3) そこで、請求人が主張する本件出来事と本件傷病について、上記判断の要件を踏まえ検討する。

ア 請求人からみて加害者とする同僚のFは、D町役場での打ち合わせの内容に不満を訴えていた請求人を制止するために首を掴んだことや手を回したことは認めているものの、絞めたことは否定している。

また、同僚のGは「最初左手で請求人の首を掴み、その後左手を左側の肩から回し引きずるようにたぐり寄せH課から退室いたしました。その後、2階の階段から1階へ移動する途中、何かあったかは私は見ておりません。」と申述し、役場職員のIは、「1名の方がご理解いただけず、大声でお話をされたので、同僚の方々が抱えるように連れて退室された出来事がありました。」と申述しているが、いずれの者も請求人が同僚のFに首を絞められていたとは述べていない。

同僚のF及びG、役場職員のI3名の申述からは、同僚のFが、打ち合わせ内容に不満の発言をする請求人の首を掴み、その場から退出させたことは

事実として認められるものの、その後の移動中に同僚のFが請求人の首を絞めたとする事実があったとまでは認められない。

イ 本件出来事直後の請求人の状況をみても、同僚のGは「打合せ当日、体の異常を請求人が言っていることは、一切ありませんでした。このようなことから、私には請求人が『頭が痛いとか首が痛い』と言っていることが変な感じがしておりました。」と述べており、請求人自身も、本件出来事当日、翌日と、本件傷病の症状はなかった旨、そして、平成〇年〇月にも本件傷病で通院しており、それが再発したのだと思う旨申述している。

そうすると、請求人が主張する本件出来事については、現認者はおらず、また、請求人自身が認めているとおり、当日、翌日と身体的な異常はなく、既往疾病の再発と考えていたのであるから、これを業務遂行中の災害であるとみることに疑問があると言わざるを得ない。

なお、請求人は、本件公開審理において、同僚のGの2回の申述はその内容が一致していない旨主張しているが、1回目の申述では「私が目撃していたのですが、見た感覚では、私には首を絞めたというふうには見えなかった。」と述べ、2回目の申述では「二人で、大声で言い争っていたりする状況ではありませんでしたので、私にはFさんが悪ふざけしているようにしか感じませんでした。」と述べていることからすると、その申述の趣旨が異なっているとは認められず、請求人の主張は採用できない。

ウ 医証についてしてみると、請求人の主治医であるJ医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において「歩行し、日常動作に変化もなくH〇. 〇. 〇、〇. 〇、〇. 〇、来院時と変わりなく、頸部損傷による症状が残遺しているとは判断しなかった。頸部に圧挫痕などを認めない。」など述べており、さらに、請求人の主張する本件出来事と本件傷病との医学的因果関係については、「発症したとは考えられない。既存疾病が変化なく続いていると考える。」と明確に否定している。

また、同医師は、審査官からの鑑定依頼においても、「平成〇年〇月〇日の初診時には、雷が走るような頭痛があると訴えるが、頭痛の起こる時間、性質等について問いには答えがなく、症状がはっきりしないことから『心氣的』と判断し、同僚による災害によって病状がどのように変化するかは不明で、被害者意識による訴えの変化である。」旨、意見している。

したがって、医証からみても、請求人が主張する本件出来事と本件傷病との医学的な因果関係は認められない。

エ 以上のことから、請求人が主張する本件出来事は、業務遂行中の災害であったかどうかを確認できないところ、仮に首を絞められたという事実があったとしても医学的に本件出来事と本件傷病との因果関係は認められないことから、請求人に発症した本件傷病と業務との相当因果関係を認めることはできない。

3 以上のとおりであるので請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。